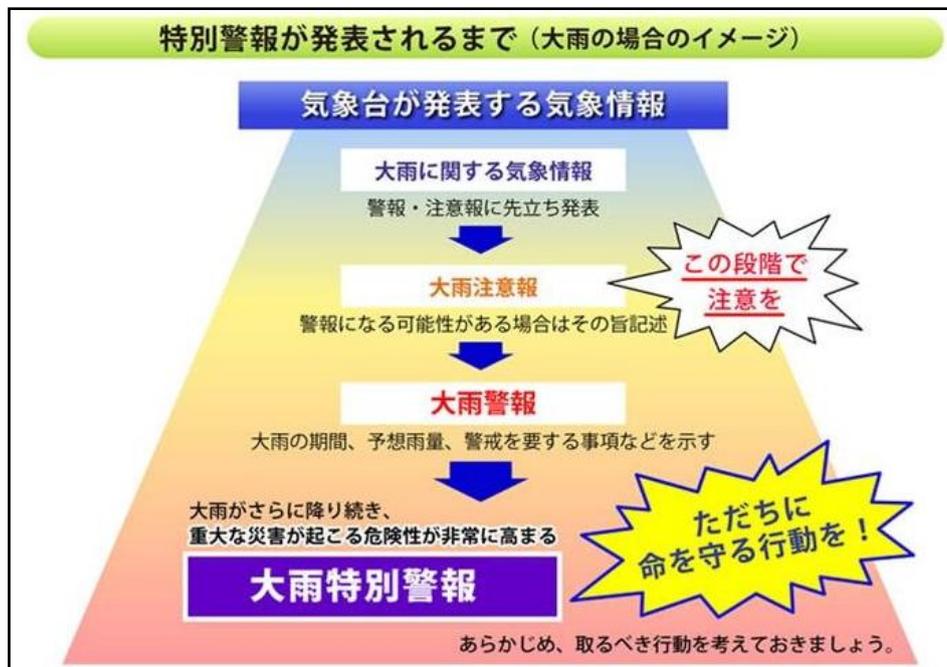


特別警報発令時の登下校の対応について

気象業務法の改正により平成25年8月30日より「特別警報」の運用が開始されました。つきましては、特別警報発令時の対応を下記のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 児童生徒の登校する以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合
 - ① 登校しないで自宅待機とします。
 - ② 特別警報解除後の授業開始については、学校のHPや携帯メールで連絡します。
- 2 児童生徒の登校後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合
 - ① 即刻、授業を中止します。
 - ② 児童生徒については、帰宅が困難と認めるか、既に戸外の通行は危険と認める場合には、当該児童生徒を戸外通行の危険がなくなるまで、学校に残して安全を確保します。
 - ③ 学校のHPや携帯メールで学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等連絡をします。



気象庁資料より